

## シネシティ広場等利用基準

理 事 会 決 定

(目的)

第1条 この基準は、歌舞伎町ルネッサンス事業の推進の一環として、シネシティ広場（以下「広場」という。）、バッファゾーン及び特別区道 21-350（以下「特定区域」と称す。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(方針)

第2条 歌舞伎町再生に向けて、広場から新たな文化の創造と発信を行うため、以下の各号に基づき広場及び特定区域を利用する。

- (1) 歌舞伎町ルネッサンスへの寄与 歌舞伎町ルネッサンスの趣旨である、映画・演劇・映像・演芸・音楽・ファッション・アート・スポーツ・観光・多文化共生など大衆文化及び娯楽の企画・制作・消費の拠点づくりに寄与するものであること
- (2) 賑わいの場の創出及び安全安心空間の確保 賑わいや交流の場を創出し、また、広場の不法占拠防止等による安全安心な公共空間の確保を図るものであること
- (3) 地域活動への寄与 歌舞伎町ルネッサンスや地域情報等の発信拠点とするため、広告及び販売促進のためのイベントへの参加料を徴収し、その収益を地域活動のために還元するものとする。
- (4) 法令遵守 広場及び特定区域の利用は、本基準及び各種法令に従うものであること。

(利用範囲)

第3条 広場イベントスペースは、別紙1の①とする。なお、利用の詳細については一般社団法人歌舞伎町タウン・マネジメント（以下「法人」という。）と協議すること。

2 特定区域の利用範囲は、別紙1の②と③合わせた範囲とする。なお、利用の詳細については法人と協議すること。

(利用条件)

第4条 特定区域の利用は、広場の利用に加えて、東急歌舞伎町タワーの KABUKICHO TOWER STAGE 及び KABUKICHO TOWER VISION の両方またはいずれかを利用する場合にのみ利用することができる。なお、利用の詳細については法人と協議すること。

2 広場及び特定区域の利用期間は、原則として、14日以内とする。なお、必要に応じて法人と協議の上、利用期間を延長することができる。

3 広場及び特定区域を利用できる時間は原則として、9時から22時までとし、設営及び撤去を含むものとする。ただし、イベントの終了時間は21時までとする。

4 前項のただし書き規定にかかわらず、その他、法人が周辺環境に配慮し騒音の発生はしないと認めたイベントについては、イベントの終了時間を24時までとする。ただしイベントの撤去時間は22時までとする。なお、必要に応じて法人と協議の上、利用時間を延長することができる。

- 5 本基準に定める利用者とは、会社法（平成 17 年、法律第 86 号）等、法律に定められた法人、または法人が法人に準じる組織と認めた実行委員会等、最終的な責任所在を明示することが可能な団体に限る。
- 6 イベント時に使用できる音響の大きさは、東京都の都民の安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年、条例第 215 号）に基づき、8 時から 20 時までが最大 60 デシベル、20 時から 21 時までは 55 デシベルを最大音量とする。

（広場及び特定区域の利用）

第 5 条 広場及び特定区域の利用は、シネシティ広場における道路占用等に関するガイドライン（令和元年 10 月 17 日付、31 新み土占第 5801 号みどり土木部長決定）に適応し、第 2 条各号の規定に即したものとす。また、それぞれの内容については、次の各号に定めるものとする。

（1）イベント

下記の項目のいずれかに該当するもの。

- ア 大衆文化・娯楽の振興や文化創造産業の振興に向けて発信するために行うもの
  - イ 区民や来街者など多くの人を楽しめる催事等であること
  - ウ 区民や来街者などの安全・安心を確保・推進するために行うもの
  - エ ア又はウに該当する映像作品等の撮影
  - オ その他上記に類しかつ第 6 条各号に規定する以外のもので特に利用を認められるもの
- 2 物販については、地域振興、国際交流及びチャリティー等を目的とした販売であることとし、第 6 条各号に規定する以外のものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のすべてに該当するものについては実施を認める。
    - （1）イベント開催中に実施する物販で、販売する品目、価格について法人が事前に認めたもの
    - （2）価格設定にあたり、付近の店舗の販売価格に比して著しく均衡を失わないもの
    - （3）第 6 条各号に規定する以外のもの

（利用制限）

第 6 条 以下の各号に該当する場合は、広場及び特定区域の利用を禁止する。

- （1）公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあるもの
- （2）特定の政治団体及び宗教団体等の利益となるもの
- （3）集団的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業及びこれに類するもの
- （5）人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、障害など、自ら主体的に変更することが困難な事項について個人または集団を攻撃、脅迫及び侮辱する差別的憎悪表現を用いた内容が含まれるもの

- (6) 公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関連するもの。ただし、広場で実施され、かつイベントの内容が、健全な経済的風俗を害する恐れがなく、イベント性があるものを除く
- (7) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認められるもの
- (8) 広場及び特定区域の管理運営上支障があると認められるもの
- (9) 広場及び特定区域を損傷する恐れがあると認められるもの
- (10) 大音響、悪臭等により公衆に不快の念を与えることが予測されるもの
- (11) 過去3年以内に、第13条に定める利用の取り消しを受けた利用者
- (12) 過去3年以内に、第21条に定める報告書を提出しない利用者
- (13) 事業者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成等、反社会的勢力である場合
- (14) イベント実施までの間で関係機関等との調整に要する時間が不足していると法人が判断した場合
- (15) 12月29日から翌年1月3日までの期間

2 前項第15号について、理事長が特別の理由があると認めたときは、利用をすることができる。

（仮予約期間及び仮申請について）

第7条 広場または広場と特定区域を一体利用する場合、利用申請日から2週間は仮予約期間とする。ただし、仮予約期間内に利用者より広場または広場と特定区域の一体利用に関する利用の可否について確答があった場合は、その時点で仮予約期間を終了する。なお、利用申請の起算日は、広場または広場と特定区域を一体利用する場合のいずれか利用申請日の早いものとし、利用申請日の初日は参入する。

2 前項における仮予約期間中は、広場または広場と特定区域を一体利用する際に申請される第8条第1項の書面を仮申請とする。

3 利用者は、広場または広場と特定区域を一体利用するにあたり、本条第1項における仮予約期間内に法人に対し、広場または広場と特定区域の一体利用について、利用する旨を確答しなければ、仮申請は本申請とならない。

4 利用者は、本条第1項に規定する仮予約期間が経過した後、広場または広場と特定区域の一体利用に関する利用の可否について法人に対し、シネシティ広場等利用取下申請書（様式1）により確答しないとき、利用の意思が継続されているものとみなし、仮予約期間を終了し、仮申請を本申請とみなす。

5 甲は、同一利用者が同一イベントの利用申請と利用の取り下げを正当な理由なく繰り返しているとして法人が判断する場合に、その利用申請を断ることができる。

（利用申請等）

第8条 広場または広場と特定区域の一体利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ法人と次の各号の内容等について協議し、シネシティ広場等利用申請書

(様式2)及び以下各号を網羅した内容を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) イベント名・イベントの趣旨・概要
- (2) 広場及び特定区域の利用形態
- (3) イベントの実施体制
- (4) スケジュール
- (5) 安全対策
- (6) その他法人がイベントに際し必要と認められるもの

2 広場のみの利用申請は利用開始月の5箇月前の1日から受け付ける。

3 広場の利用に加えて、東急歌舞伎町タワーのKABUKICHO TOWER STAGE及びKABUKICHO TOWER VISIONの両方またはいずれかを利用する場合の広場または広場と特定区域の一体利用に関する利用申請は、利用開始月の6箇月前の1日から受け付ける。

4 本条第2項及び第3項に際し、利用者は第1項に定める書面を提出しなければならない。

(参加料金及び設備使用料)

第9条 法人は、第5条に規定するイベントを開催する利用者から、別表1に定める参加料を徴収する。ただし、法人はイベントが社会的貢献を目的として実施されると認める場合は、減額(半額)又は免除することができるものとする。なお、第5条(1)エに該当する撮影は、1時間単位で利用できるものとし、参加料は別表1(3)を適用する。

2 法人は前項の利用者が電気及び水道等を利用するときは、参加料とは別に、設備使用料として、別表2に定める料金を徴収する。ただし、その他理事長が特別の理由があると認めたときは徴収しない。

3 前二項の利用者は、参加料金及び設備使用料を協定書の締結日から30日以内に支払うものとする。ただし、法人が利用者の参加料及び設備使用料の支払いにつき、特段汲むべき事情があると判断する場合は、別途その期日を指定する。なお、協定書締結日の初日は参入する。

(審査)

第10条 法人は、広場または広場と特定区域を一体利用する旨の利用申請を利用申請者から受け付けた場合、第2条から第6条の規定に基づき、申請内容について審査し、その結果を利用申請者に対し、シネシティ広場等利用内容審査結果通知書(承認)(様式3)により利用の承認又はシネシティ広場等利用内容審査結果通知書(不承認)(様式4)により不承認の旨を、遅滞なく通知しなければならない。

(協定書)

第11条 前条により承認を受けた利用者は、広場及び特定区域の利用に関して、法人と協定書を締結しなければならない。ただし、第5条(1)エに該当する撮影は、協定書の締結を省略することができる。

(内容の変更)

第12条 利用者は、利用内容の変更等を行う場合は、あらかじめ法人と協議し、その承認を得るものとする。

(利用の取消)

第13条 法人は、次の各号のいずれかに該当した場合、広場及び特定区域の利用の承認を取り消すことができる。

(1) 広場または広場と特定区域の一体利用に関する利用申請書に虚偽の記載があったとき

(2) 利用内容等が各種法令又はこの基準に違反している、又はそのおそれがあり、法人の改善の指示に従わなかったとき

(3) 利用内容により一般来街者に危険を生じさせている、又はそのおそれがあり、法人の改善の指示に従わなかったとき

(4) 承認された場所以外での作業又は利用を行い、法人の改善の指示に従わなかったとき

(5) 音響等により周辺からの苦情が出たとき又はそのおそれがあり、法人の改善指示に従わなかったとき

(6) 災害その他不可抗力によって、広場及び特定区域の利用ができなくなったとき、又はそのおそれがあるとき

(7) 広場及び特定区域の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき

(8) 理由を問わず、新宿区より道路占用許可が取り消されたとき

(9) 理由を問わず、新宿警察署より道路使用許可が取り消されたとき

(10) 理由を問わず、新宿区より後援名義使用承認が取り消されたとき

2 法人は前項の規定により利用承認を取り消したときには、利用者に対してシネシティ広場等利用承認取消通知書(様式5)により通知しなければならない

3 法人は、前項に定める書面による通知を行う暇がないと判断した場合、口頭にて利用者これを伝達した場合、広場及び特定区域の利用承認取消通知を行ったとみなすことができる

4 法人は、あらかじめ指定した職員に、本条第1項から第3項までの権限を委任することができる

(利用の取り下げ)

第14条 利用者は、自己の都合により広場及び特定区域の利用を取り下げることができる。

2 前項の規定により広場及び特定区域の利用を取り下げるときは、広場及び特定区域の利用取申請書(様式4)により法人に申し出なければならない。

3 第9条第3項に規定する期間内に、特段汲むべき事情もなく参加料及び設備使用料の納付がなかった場合、法人はその利用申請が取り下げられたとみなす。

(参加料及び施設使用料の返還等)

第15条 法人が第13条の規定により広場及び特定区域の利用承認を取り消した場合、あ

らかじめ納付された、参加料及び施設使用料は返還しない。

- 2 利用者が第14条の規定により広場及び特定区域の利用を取り下げた場合、すでに受け入れた参加料及び施設使用料等の返還については、別表3のとおりとする。
- 3 第7条第1項に定める仮予約期間において、利用者より広場または広場と特定区域の一体について、利用する旨の確答があった後、法人が参加料及び設備使用料を利用者に請求する前に、利用者が広場または広場と特定区域の一体利用の利用を撤回した場合、法人は、本来参加料及び設備使用料として利用者から支払われるべき料金の内、別表3に定める期間において返還される料金を除いた金額をキャンセル料として利用者に請求する。
- 4 第7条第1項に定める仮予約期間において、利用者より広場または広場と特定区域の一体利用について、利用する旨の確答があった後、法人が参加料及び設備使用料を利用者に請求した後、利用者がその料金を支払う前に、利用者より広場または広場と特定区域の一体利用の利用を撤回した場合、法人は、本来参加料及び設備使用料として利用者から支払われるべき料金の内、別表3に定める期間において再度キャンセル料を積算し、利用者に請求する。
- 5 第7条第4項において、法人が参加料及び設備使用料を請求する前または請求した後、利用者がその料金を支払う前に、利用者より広場または広場と特定区域の一体利用を取り下げる旨の確答があった場合、別表3に定める期間において返還される料金を除いた金額をキャンセル料として利用者に請求する。
- 6 法人は、広場または広場と特定区域を一体利用する利用日が、災害等、利用者の責めに帰さない、特段やむを得ない事情により利用を中止したと判断した場合、その該当する日数分の参加料及び施設使用料を返還することができる。

(資機材等の設置撤去及び原状回復)

第16条 イベントに関する資機材等の調達、設置及び撤去等に係る作業は利用者の責任において実施するものとする。

- 2 利用者は前項の資機材等を撤去したときは、原状回復するとともに清掃し、ゴミ等は全て持ち帰らなければならない。

(損害の補償)

第17条 利用者はイベントの実施によって、法人又は新宿区並びに第三者に損害を与えたときは、利用者の責任において補償等の適切な措置を講じなければならない。

(利用による広場及び特定区域の毀損等への対応)

第18条 利用者は広場及び特定区域を毀損又は汚損したときは、速やかに復旧しなければならない。

- 2 本条第1項に定める復旧にかかる経費はすべて利用者が負担する。
- 3 利用者は広場及び特定区域の毀損又は汚損等を発見したときは、速やかに法人に報告しなければならない。

(利用についての責任)

第 19 条 広場及び特定区域の利用にあたっては、利用者は法人及び新宿区に対して次の各号に定める内容を保障しなければならない。

- (1) イベント等に関する責任は、すべて利用者が負うものとし、法人及び新宿区は一切の責任及び負担を負わない
- (2) イベント等が第三者の権利を侵害するものではないこと及びイベント等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していること
- (3) 法人及び新宿区に対して第三者から広場及び特定区域の利用に関する損害賠償請求がなされた場合は、利用者の責任及び負担において解決するものとし、法人及び新宿区は一切の責任及び負担を負わない

(連絡)

第 20 条 利用者は、第 17 条から第 19 条に該当する事態並びに事故及び怪我等これらに類する事態が発生した場合、直ちに法人へ連絡すること。

(報告)

第 21 条 利用者はイベント終了後、速やかに法人が定める事項を網羅したイベント実施報告書及び事業終了報告書を法人に提出しなければならない。ただし、第 5 条 (1) エに該当する撮影は、イベント実施報告書及び事業終了報告書の提出を省略することができる。

- 2 前項に掲げるイベント実施報告書及び事業終了報告書の提出がなされなかった利用者について、法人は、以後その利用者からの広場及び特定区域の公共空間等の利用の申し込みを断ることができる。

(その他)

第 22 条 利用者は、新宿区が広場及び特定区域の利用に関するアンケート調査等を実施する場合は、これに協力しなければならない。

- 2 この基準に定めるもののほか、広場及び特定区域の利用に関して必要な事項は法人が新宿区と協議して定める。

附 則

この基準は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

この基準は、令和 5 年 11 月 1 日より施行する。

この基準は、令和 6 年 6 月 25 日より施行する。

この基準は、令和 6 年 10 月 25 日より施行する。

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

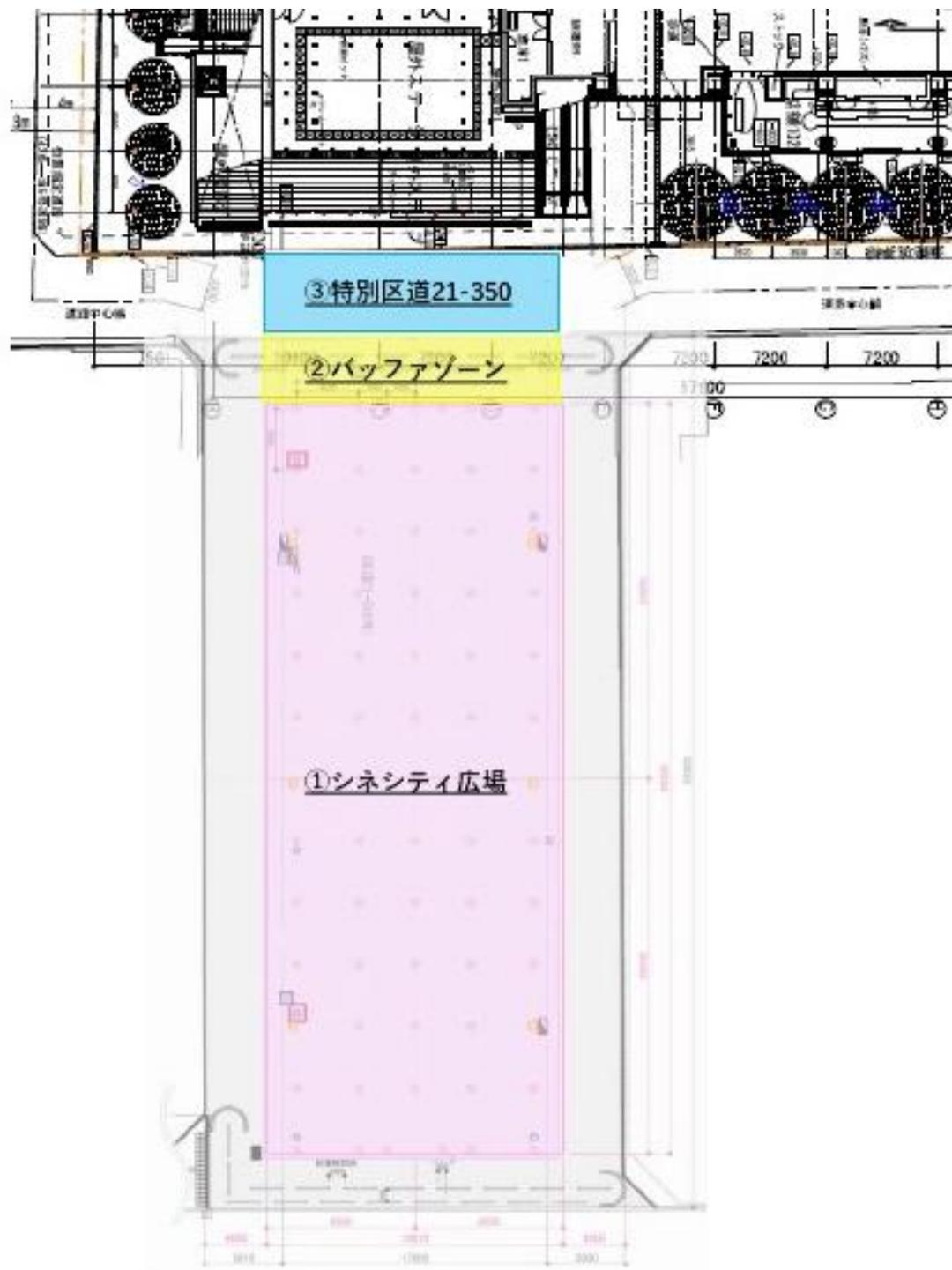
この基準は、令和 7 年 4 月 25 日より施行する。

(経過措置)

令和7年7月1日以降に開催するイベントについては、別表1の(1)及び(2)の料金とする。

第3条関係

別紙1



第9条第1項関係

別表1

(1) シネシティ広場参加料 (税込)

イベント開催日数	平日料金 (円/日)	土・日・祝日料金 (円/日)
1日～4日 (基礎額)	420,090 円	494,010 円
5日～9日	395,010 円	464,310 円
10日～14日	368,610 円	432,410 円

※ただし、半面使用する場合は各料金の半額とする。

(2) 広場、広場東急側バッファゾーンと道路 (一体利用) (税込)

イベント開催日数	平日料金 (円/日)	土・日・祝日料金(円/日)
1日～4日	496,430 円	570,350 円
5日～9日	471,350 円	540,650 円
10日～14日	444,950 円	508,750 円

(3) 延長利用料金 (0時～9時) (税込)

1時間あたり	38,060 円
--------	----------

(4) シネシティ広場において物販を行う場合の追加料金 (税込)

※飲食並びに地域振興、国際交流及びチャリティー等を目的とした物販を除く

1日あたり	42,020 円
-------	----------

第9条第2項関係

別表2

設備名	単価（税込）
電気及び水道	16,500 円/日
イレクターフェンス	550 円/枚・日
	55 円/枚・日 (3 日目以降)

第15条第2項、第3項、第4項、第5項関係

別表3

取消・取下日	参加料	設備使用料	備考
利用日 180 日前から 150 日前まで	9/10 返還 (1/10 徴収) 10%	返還 (1/10 徴収)	※広場単独利用の 受付は 150 日前から (初日参入)
利用日 149 日前から 利用日 120 日まで	3/4 返還 (1/4 徴収) 25%	3/4 返還 (1/4 徴収)	
利用日 119 日前から 利用日 90 日まで	半額返還 (半額徴収) 50%	半額返還 (半額徴収)	
利用日 89 日前から 利用日 60 日まで	1/4 返還 (3/4 徴収) 75%	1/4 返還 (3/4 徴収)	
利用日 59 日前以降	返還しない (100%)	返還しない (100%)	

※施設利用日の起算は、設営またはイベント本番か、いずれか早く到来する日とする。

※仮予約を受け付けるため、イベント申請日から 180 日前から 90 日前までに利用申請があった場合、利用申請日から 14 日間については、キャンセル料は発生しない。(初日参入)

※イベント利用申請日から 76 日前はキャンセル料が発生する。

# シネシティ広場広告メディア利用基準

令和2年4月1日

歌舞伎町タウン・マネージメント

(目的)

第1条 本基準は歌舞伎町ルネッサンス事業の推進の一環として、歌舞伎町タウン・マネージメント（以下「当組織」という。）が主催、または共催としてシネシティ広場にてイベントを実施する際に掲出する屋外広告物の利用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(法令及び協定の遵守)

第2条 本基準に基づいた屋外広告物の掲出においては、各種関係法令に規定する、諸事項を遵守すること、並びに、公的機関より受ける指導及び本基準における事項を遵守するものとする。

(利用条件)

第3条 屋外広告物の掲出場所については、別表1に定める場所とする。

- 2 掲出期間はイベント実施期間とする。
- 3 本基準に定める屋外広告物の掲出に係る利用者（以下「利用者」という）とは、会社法等、法律に定められた法人、または当組織が法人に準じる組織と認めた実行委員会等、団体に限る。

(屋外広告物の掲出)

第4条 屋外広告物に係るデザイン並びに掲出及び利用は、「屋外広告物を活用したエリアマネジメント広告表示に関する自主審査基準」に則し、以下の各項各号に定めるものとする。

- 1 デザインに関する基本方針については、以下の各号のとおり。
  - (1) まちの景観及び賑わいに資する洗練されたデザインとし、公共スペースに相応しいデザインとする。
  - (2) 新宿区が定める「歌舞伎町の景観まちづくり計画の景観形成方針」及び「屋外広告物に関する景観形成ガイドラインの地域別ガイドライン」を推進並びに歌舞伎町の都市構造を活かしたデザインとする。
- 2 広告物の内容に関する基本方針については、以下の各号のとおり。
  - (1) 年齢、性別、人種、国籍、宗教等を問わず受容される表示内容とする。
  - (2) 歌舞伎町の個性及び魅力を高めるようアイストップ等を意識した表示内容とする。
- 3 広告物の総量については、以下の各号のとおり。
  - (1) 第3条第1項に定める別表1の範囲内にて、300平方メートルを上限として掲出することができる。
  - (2) 屋外広告物の掲出場所については、別途要綱にて定める。
- 4 シネシティ広場における屋外広告物の掲出については、以下の各号のとおり。
  - (1) イベント開催中に当該イベントに関連したもの限定する。
  - (2) イベントの実施が中止になった際は、当然単独で屋外広告物を掲出することはできない。

(利用制限)

第5条 以下の各号に該当する場合は、屋外広告物の掲出を認めない。

- (1) 責任の所在が不明確なもの。
- (2) 内容及び目的が不明確なもの。
- (3) 関係法令等に違反、またはその恐れのあるもの。
- (4) 虚偽及び誇大、または不正確な表現により、故意に誤認を与える恐れのあるもの。
- (5) 自己の優位性を強調するため、他を引き合いに出す広告で不適当な表現のもの。
- (6) 年齢、性別、人種、民族、社会的地位、門地等について差別するものや、プライバシーの侵害、セクシャルハラスメント等の人権を侵害するもの。
- (7) 他者の名誉を棄損し、あるいは誹謗中傷の恐れのあるもの。
- (8) 信用棄損及び業務妨害等の恐れのあるもの。
- (9) 非科学的または迷信に類するもので、来街者を惑わせたり不安を与える恐れのあるもの。
- (10) 他者の名義及び写真並びに談話及び知的財産権を無断で使用したもの。
- (11) 投機、射幸心等を著しく煽る恐れのあるもの。
- (12) 児童及び青少年保護の観点より、未成年に配慮し暴力行為や殺人その他反社会的なことから容認する表現内容並びに性について露骨、卑猥な表現を使用したもの。
- (13) 裁判中及び係争中または将来、係争関係に発展する可能性があり、争点そのものに関連すると当組織が判断するもの。ただし、客観的な事実の表現にとどまり、相手方への誹謗中傷、または過激な表現や不確実な主張であると認められないもの、当組織において公共性が担保されると認めるに足りるものに限り実施することができる。
- (14) 当組織の社会的評価及び屋外広告物掲出設備の品位を低下させる恐れがあるもの。
- (15) 事実に反し、当組織が利用者及び広告主を支持、またはその商品及びサービス等を推奨、あるいは保証すると来街者に誤認させてしまう表現及び内容を表示すること。
- (16) 屋外広告物が掲出されることにより、当組織が不利益を被る恐れがあるもの。
- (17) 公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあるもの。
- (18) 特定の政治団体及び宗教団体等の利益となるもの。
- (19) 集団的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの。
- (20) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第二条に定める営業及びこれに類するもの。
- (21) 詐欺的なもの、不良商法、署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認められるもの。
- (22) 屋外広告物掲出設備に係る管理運営上支障があると認められるもの。
- (23) 屋外広告物掲出設備を損傷する恐れがあると認められるもの。
- (24) 屋外広告物を設置するに際し異常な騒音、臭気などの発生が予測されるもの。
- (25) 屋外広告物掲出設備の利用権の全部または一部を第三者へ譲渡及び転貸すること。

(26) その他、当組織が利用を制限することが必要であると認められるもの。

(利用の申込等)

第6条 屋外広告物の掲出を希望するものは、あらかじめ、当組織へ屋外広告物利用申込書(様式1)を提出するとともに、各号に定める以下の内容を網羅した書面を提出しなければならない。

- (1) 屋外広告物の掲出内容の趣旨及び概要
- (2) 屋外広告物の利用形態
- (3) 利用期間
- (4) デザインまたはデザイン案
- (5) デザインを作成する上で景観等への配慮方法、並びにデザインコンセプト
- (6) 安全対策
- (7) その他、当組織が屋外広告物の申請等に際し必要と認められるもの

2 利用申し込みはイベントの申し込みと同時に随時受け付ける。受付の際、利用者は第1項に定める書面を提出しなければならない。

(屋外広告物掲出料)

第7条 当組織は、歌屋外広告物掲出設備を利用する利用者から別表2に定めるとおり屋外広告物掲出料を徴収する。

- 2 前条に定める内容を網羅した書面の提出及び、イベント開催に係る企画書に基づく協定書の締結後、当組織より屋外広告に係る請求書を利用者へ送付する。
- 3 利用者はその請求書に記載された料金を指定期日までに当組織の指定する金融機関へ振込むこと。
- 4 利用を取下げの場合は、屋外広告物掲出料を別表3のとおり利用者へ返戻する。
- 5 解約手数料は、第14条に定める日を起算日とする。
- 6 本条3項及び4項に係る振込手数料は利用者にて負担する。
- 7 請求金額を入金することをもって契約が有効に成立する。

(手続)

第8条 屋外広告物掲出の利用の申込みがあった時、当組織は第5条(利用制限)及び第18条(反社会的勢力の排除)に基づき、申請内容について審査し、その結果を遅滞なく利用者に通知する。

(内容の変更)

第9条 利用者は、掲出する屋外広告物の内容等を変更する場合は、事前に当組織と協議し、その承認を得た後、速やかに変更後の内容等が記載された書面を提出しなければならない。

- 2 前項に定める変更を願い出た屋外広告物等はあらかじめ申請された内容との単一性が保持さ

れていなければならない。

(契約の解除及び利用承認の取消)

第10条 当組織は、次の各号のいずれかに該当した場合、屋外広告物の利用承認の取消及び契約の解除をすることができる。

- (1) 指定する期日までに、屋外広告物掲出料の納付がないとき。
- (2) 屋外広告物利用申込書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 利用内容等が各種法令又は本基準に違反している、又はそのおそれがあり、当組織の改善の指示に従わないとき。
- (4) 利用の内容により一般の道路利用者に危険を生じさせている、又は、そのおそれがあり、当組織の改善の指示に従わないとき。
- (5) 屋外広告物の内容及び形態、色彩等により周辺からの苦情が発生したとき、又はそのおそれがあり、当組織の改善の指示に従わないとき。
- (6) 災害その他不可抗力により、当組織の責めがなく、屋外広告物掲出設備の利用ができなくなったとき、またはそのおそれがあるとき。
- (7) 屋外広告物掲出設備に係る管理及び運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 当組織は前項各号により利用承認を取消したときには、屋外広告物利用承認取消通知書（様式5）とともに契約の解除を利用者に通知しなければならない。

3 本条第1項各号により取消及び解除をした場合、すでに納入されている屋外広告物掲出料は返金しない。

(利用の取下げ)

第13条 利用者は、自己の都合により屋外広告物掲出設備の利用を取り下げることができる。

2 前項の規定により屋外広告物掲出設備の利用を取り下げるときは、屋外広告物利用取下書（様式3）により当組織に申し出なければならない。

(利用の取下げ日)

第14条 前条による利用者による取下げ日は、当組織に前条で定める書面が到達した日とする。

(責任の所在及び損害の補償)

第15条 屋外広告物の掲出にあたり、利用者は当組織に対して次の各号に定める内容を保証しなければならない。

- (1) 実施された屋外広告によって、当組織及び新宿区又は第三者に損害を与えた場合、利用者  
の責任において、補償等の適切な措置をしなければならない。また、当組織は利用者の事業すべてについて一切の責任を負わない。民事上の責任を問われた場合でも、利用者がすべての支払義務を負い、当組織に一切の負担をさせない。

- (2) 屋外広告物が第三者の権利を侵害するものではないこと及び屋外広告物に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していること。
- (3) 当組織に対して利用者から屋外広告物に関して賠償請求があった場合、利用者の責任及び負担について解決するものとし、当組織は責任及び負担を一切負わないこと。

(屋外広告物掲出設備及び付帯物等の損壊又は紛失時の対応)

第16条 利用者は屋外広告物掲出設備及び付帯物等を損壊、毀損または汚損等したときは、当組織に対して速やかに連絡するとともに、これを復旧しなければならない。

2 当組織は屋外広告物掲出後、屋外広告物掲出設備及び付帯物等の損壊、毀損または汚損等並びに紛失等を発見した場合は、速やかに利用者に通報し、屋外広告物掲出設備及び付帯物等の損壊、毀損または汚損等並びに紛失等の原状回復を請求することができる。

3 本条に定める回復に要する経費負担は、以下のとおりとする。

- (1) 本条第1項及び2項に関する、費用負担は、利用者がこれを全額負担する。
- (2) 本条第2項に基づき、原状回復請求を求めたにも関わらず、利用者が回復措置を講じず、次の屋外広告物掲出までの間に回復する暇がない場合、当組織は必要に応じて、自己の費用にて回復措置を行い、その費用を利用者に対して、求償することができる。ただし、その求償額には、法律で定める遅延損害金の上限年利率を加算し請求するものとする。

(安全管理)

第17条 屋外広告物を掲出する場合、屋外広告物掲出設備及び周辺環境の安全管理を担保するため、適正な人数の警備員の配置し、交通誘導及び雑踏整理、盗難、火災、事故等の防止に係る措置を行うこと。

2 前項の警備員は公安委員会が認定する警備会社に所属する警備員を配置すること。

(反社会的勢力の排除)

第18条 当組織は、利用者が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、契約を解除することができる。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) その他前各号に準ずる者

2 当組織は、利用者が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明

した場合には、何らの催告を要せず契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき  
反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (4) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 当組織は、利用者が自ら又は第三者を利用して以下の一にでも該当する行為をした場合には、何の催告を要せず契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当組織の信用を棄損し、又は当組織の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4

- (1) 利用者は、利用者又は利用者の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約する。
- (2) 利用者は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが契約締結後に判明した場合には、直ちに契約を解約し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。
- (3) 利用者が、前各号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

5

- (1) 利用者は、利用者又は利用者の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け若しくは再委託先業者をもこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当組織に報告し、当組織の捜査機関への通報及び当組織の報告に必要な協力を行うものとする。
- (2) 利用者が前号の規定に違反した場合、当組織は何ら催告を要せずに、契約を解除することができる。

6 当組織が本条各項の規定により契約を解除した場合には、利用者に損害が生じても当組織は何ら賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により損害が生じたときは、利用者は損害を賠償するものとする。

(実施権)

第19条 屋外広告の掲出可否の最終決定権については、当組織が保有し、審査の結果、屋外広告の掲出を断る場合も理由を明示する義務を負わない。

2 屋外広告物を掲出する場合、当組織内に設置された公共空間等活用審査会により、屋外広告物自主基準に合致しないと判断された場合、利用者はその内容等の調整を行うこと。

(変更の了解)

第20条 本基準は、法令の新設、改廃、その他の事情の変化により利用者の了承を得ることなく、予告なく変更することができる。

2 前項の変更について、利用者はこれを了解しなければならない。

(改正)

第21条 この基準の改正は、公共空間等活用審査会の議決を経て行うものとする。

(委任)

第22条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施について必要な事項は、代表が定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 掲出可能範囲

別表 2 料金

別表 3 掲出取り下げ時の返戻金

## 「屋外広告物を活用したエリアマネジメント広告表示に関する自主審査基準」

平成24年 4月25日

改定 平成27年 5月22日

歌舞伎町タウン・マネージメント

歌舞伎町タウン・マネージメント（以下、「TMO」という。）が管轄するエリア内で、地元商店街などが地域における協議を経て実施する公益的事業の経費に充てるため、屋外広告物を活用して、都市の美観向上に資するとともに、来街者や通行人などの理解を得た広告表示となるよう、「デザイン」、「広告物の内容」、「設置方法」に関する標準的な基準を定める。

### 自主審査基準の性格

この基準は、デザイン、広告物の内容及び設置方法が適切であるか、TMO内に設置されている掲出広告物自主審査会で審査を行う場合の基準とする。

### デザインに関する基本方針

- (1) まちの賑わいに資する洗練されたデザインとする。
- (2) 公共スペースに相応しいデザインとする。
- (3) まちの景観に配慮したデザインとする。
- (4) 歌舞伎町の都市構造を活かしたデザインとする。
- (5) 新宿区が定める歌舞伎町の景観まちづくり計画の景観形成方針、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインの地域別ガイドラインをより推進するデザインとする。

### 広告物の内容に関する基本方針

- (1) 子どもから大人まで、性別・人種・国籍・宗教を問わず気持ちよく受け入れられる表示内容とする
- (2) 歌舞伎町としての企画方針に沿った表示内容とする。
- (3) 社会的なテーマなどの企画に沿った表示内容とする。

### 設置方法に関する基本方針

- (1) 安全安心に配慮した表示または設置とする。

## 1. デザインに関する基準

### (1) 基本事項

- ①公序良俗に反しないこと
- ②公衆に対して不快の念を与えないこと
- ③美観風致を害しないこと
  - ・蛍光色を避ける
  - ・過度の派手さを極めたデザインを避ける
  - ・過度の派手な色彩を避ける
- ④交通安全上ドライバーに著しく訴求しないこと
- ⑤暴力や犯罪を助長しないこと
- ⑥著しく性を意識させないこと

### (2) 歌舞伎町の都市構造を活かした広告

- ①シネシティ広場の一体空間を活かした広告
- ②ゴジラロード（セントラルロード）の軸線を活かした広告
- ③歌舞伎町内のアイストップを活かした広告

### (3) 都市の美観向上の観点からの積極的配慮事項・絵や写真を使用するなど都市景観と調和した広告デザインとする。

## 2. 広告物の内容に関する基準

### (1) 基本事項

- ①基本的人権を損なわないこと。
- ②消費者保護の観点から適切なこと。
- ③児童及び青少年保護の観点から適切なこと
- ④公序良俗に反しないこと

### (2) 掲出ができない広告

- ①風俗営業及び性風俗特殊営業の広告
- ②消費者金融の広告
- ③ラブホテルの広告
- ④政党及び政治団体の広告
- ⑤宗教及び宗教団体の広告・布教活動と判断されるもの
- ⑥青少年に対して悪影響を及ぼす恐れのある広告
- ⑦個人広告。意見広告
- ⑧社会的に批判を受ける業種・商品に関する広告又は社会的に問題とされている人物を使用した広告
- ⑨その他自主審査会で不適切と判断される広告

(3) 禁止する広告

- ①虚偽又は誇大な表現により誤認又は期待させるもの
- ②根拠のない最高・最大等の断定的表現
- ③根拠のない効能効果の表示
- ④根拠のない比較広告

3. 設置方法に関する基準

(1) 安全安心の観点から禁止する広告

- ①信号機又は道路標識等の効用を妨げる恐れのあるもの
- ②人や商品等が車道に飛び出そうとしているように見えるもの
- ③周囲の運転者及び歩行者の距離感や平衡感覚を惑わす恐れのあるもの
- ④交通安全上ドライバーの注意力を散漫させる恐れのある広告物
- ⑤落下により歩行者へ危害を及ぼす恐れのある広告物

## <デザインに関する基本方針例>

(1) まちの賑わいに資する洗練されたデザインとする。

・周辺景観を整える洗練されたデザイン



工事仮囲い利用の広告物 フランス（パリ）

・清潔感のある洗練されたデザイン



工事仮囲い利用の広告物 アメリカ  
（ニューヨーク）

・街並みにアクセントを与える大胆なデザイン



工事仮囲い利用の広告物 銀座

・わかりやすく楽しげなデザイン



案内サイン 丸の内

## (2) 公共スペースに相応しいデザインとする。

- ・文字と象徴的なロゴを用いたわかりやすいシンプルなデザイン
- ・外国人観光客向けに日本の文化を発信するデザイン



工事仮囲い利用の広告物  
歌舞伎町一丁目



商店街灯フラッグ 新宿三丁目  
出典：公益社団法人東京屋外広告協会  
「第9回東京屋外広告コンクール」より

- ・おしゃれな通りを演出するデザイン
- ・公共空間の秩序を考えお互いに調整されたデザイン



突出し看板 アメリカ・ニューヨーク



自立式の広告板 東京駅

### (3) まちの景観に配慮したデザイン

- ・歌舞伎町の観光スポットとなる象徴的なデザイン
- ・歌舞伎町の個性を発信するデザイン



屋上の広告塔 歌舞伎町一丁目



建物壁面の広告物 歌舞伎町一丁目  
出典：公益社団法人東京屋外広告協会  
「第9回東京屋外広告コンクール」より

- ・通りの雰囲気醸し出すデザイン



ネオンサイン アメリカ  
(ニューオリンズ)

- ・駅舎と一体となる広告のデザイン



駅舎壁面・屋上利用の広告物 渋谷

(4) 歌舞伎町の都市構造を活かしたデザインとする。

- ・ゴジラロード（セントラルロード）の軸線を活かすため同一の基調色を用いたデザイン
- ・周辺の広告物と調和させ、一体的な空間を演出するデザイン



商店街灯フラッグ 歌舞伎町一丁目



建物壁面の広告物群 アメリカ  
(ニューヨーク)

- ・アイストップとなる建物を効果的に利用したデザイン
- ・周辺の広告物と連動し、ダイナミックに空間を演出するデザイン



建物壁面の広告物 アメリカ  
(ロサンゼルス)



デジタルサイネージ アメリカ  
(ニューヨーク)

(5) 新宿区が定める歌舞伎町の景観まちづくり計画の景観形成方針、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインの地域別ガイドラインをより推進するデザインとする。

- ・ 世界を代表する都市景観を創出するデザイン
- ・ 地域の景観を象徴するデザイン



建物壁面利用のビジョン広告 イギリス (ロンドン)



アーチ 歌舞伎一丁目

- ・ 建物壁面と広告物が一体となったデザイン
- ・ 観光資源として受け入れられる地域性を表現したデザイン



建物壁面利用の広告物 中国 (北京)



建物壁面利用の広告物 道頓堀

## <広告物の内容に関する基本方針例>

(1) 子どもから大人まで、性別・人種・国籍・宗教を問わず気持ちよく受け入れられる表示内容とする。

・ プロジェクションマッピングを多用した言語表示



プロジェクションマッピング(壁面投影広告) フランス(パリ)

・ 図記号を用いた表示(ユニバーサルデザイン)



自立式の広告板 戸山

・ 自然や環境などについて美しい写真で表現



工事仮囲い利用の写真 表参道

(2) 歌舞伎町としての企画方針に沿った表示内容とする。

- ・ 歌舞伎町ルネッサンスなど地域の取り組みをPRした表示内容
- ・ 歌舞伎町の歴史、文化、流行等に関わる内容を用いた広告物



広告幕 歌舞伎町一丁目



変圧器利用 歌舞伎町一丁目

- ・ クリスマスシーズンの飾り付けの企画



建物壁面利用の飾り付け 銀座

### (3) 社会的なテーマなどの企画に沿った表示内容とする。

- ・ 公共的な事項を啓発する表示内容



建物柱利用のデジタルサイネージ  
新宿三丁目

- ・ 国民的スポーツイベントを盛り上げる表示内容



建物壁面の広告物 文京区本郷  
出典：公益社団法人東京屋外広告協会  
「第9回東京屋外広告コンクール」より

- ・ アート、環境デザインをテーマにした表示内容



駐車場運営会社がアーティストへ提供したビルボード（広告板）アメリカ（ニューヨーク）

## <設置方法に関する基本方針例>

### (1) 安全安心に配慮した表示または設置とする。

- ・画像の早い切替や過度な点滅は避ける。
- ・表示・設置位置の特性に応じた表示を行う（建築物の意匠に合わせたシート貼り）



建物柱利用のデジタルサイネージ  
新宿三丁目



建物壁面の広告物 歌舞伎町一丁目

## シネシティ広場・特定区域利用申請書

一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント

理事長 杉 山 元 茂 様

郵便番号

所在地

会社名

印

代表者

電話番号

シネシティ広場等の利用を別添のとおり資料を添えて申請します。

1 イベント名	
2 主催者	
3 申請者	
4 設営期間	令和 年 月 日 時～令和 年 月 日 時
5 イベント期間	令和 年 月 日 時～令和 年 月 日 時
6 撤去期間	令和 年 月 日 時～令和 年 月 日 時
7 利用場所	シネシティ広場（半面・全面） ・ 特定区域 ※利用場所に○をつけてください。特定区域のみの利用はできません。
8 物販の有無	あり ・ なし
9 イベント趣旨・ 概要	
10 歌舞伎町ルネッサ ンスへ寄与する事項	

※内容が分かる企画書、図面などを添付してください。

## シネシティ広場及び大久保公園利用申請取下申請書

歌舞伎町タウン・マネージメント

代表 杉 山 元 茂 様

〒  
住所  
氏名  
担当者  
TEL

令和 年 月 日付で承認されたシネシティ広場・大久保公園の利用申請について下記のとおり取下げします。

### 記

- 1 イベント名
- 2 利用予定期間
- 3 取下理由

企画書タイトル

※イベント名をご記入ください。

主催者：

※説明文及び不要な分（灰色の部分）については削除していただきますようお願いいたします。

# 1.概要

イベント名：

主催：

共催：

協賛：

※協賛企業による物の提供及び屋外広告物の掲出等を実施する場合は添付してください。区との協議事項になりますので、デザイン等の変更をお願いする場合があります。

後援：

開催日・開催時間：※催事時間をご記入ください

設営日時：

撤去日時：

場所：シネシティ広場

イベント内容：

参加費（入場料）：

イベント目的：

※イベントのコンセプトまたは目的等をご記入ください。

歌舞伎町ルネッサンスに寄与にする事項：

※本イベントスペースの使用に際しては、「歌舞伎町ルネッサンスへ寄与」することが条件となります。

「歌舞伎町ルネッサンスへ寄与」とは、主に下記の内容のことです。下記を参考にし、企画されたイベントについてご記入下さい。

- ①大衆文化・娯楽の企画・制作・消費の拠点づくりに寄与する。
- ②賑わいの場の創出や安全・安心空間の確保をはかる。

## 2.実施内容・手順・タイムスケジュール

### 実施内容

※音源の使用の有無、具体的な催し物の内容

(ex.楽器の使用、パフォーマンスの内容等、掲示物、配布物等)

集客予定人数：

(複数日にまたがる場合は日ごとでご記入ください)

運営方針：

※イベントにおける安全管理方法等をご記入ください。

※ゴミ処理方法等をご記入ください。

※音を出す催し等をする場合は、音量管理の方法をご記入ください。

※飲食の提供を実施する場合は、ブース内配置図、ブースごとのメニュー一覧表、ブース図に番号をふり店名と一致させた図面、保健所の届出及び許可書等の写しをご提出ください。

※持ち帰り用及びお土産用の酒類を販売する場合、酒類販売許可免許所持、かつ、所持者が行商であり、税務署への届出が必要ですので、ご注意ください。

### タイムスケジュール

※設営・イベント期間・撤去すべてのスケジュールをご記入ください。

〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 スタッフ集合

〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 機材等設営

〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 音出し

〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 出演者集合

(スタッフと同時ならばスタッフ集合にいらしてください)

〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 リハーサル

〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 イベント開始

〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 催し物内容

(ex.パフォーマンス等の開始、終了時間を出演者ごとにご記入ください)

〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 イベント終了

〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 撤去

〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 完全撤収

※ステージスケジュールについては別途詳細なものをご用意ください。

※音の出るような催しを予定されている場合は、事前にTMO事務局までご相談ください。

### 3.催し物、出演者等についての詳細（出演者がいない場合、記載の必要はありません）

催し物の内容及び構成、催し物スケジュール、出演者詳細（活動実績の分かるプロフィール及び写真）をご記入ください。



#### 4.機材等占用物件の立面図

①大きなテント、トラス、ステージ、スクリーン等を設置する場合は、立面図と平面図をご記載ください。  
※寸法は必ず記載してください。

②トラス・イントレ等大がかりなものを組む場合は、平面図・立面図に加えて側面図及び検定合格書等が必要になる場合があります。まずは一度、ご相談ください。

③4m以上の設置物等、または、建築物、構造物及び工作物にあたる物を設置する場合は、建築に係る許可を取っていただく必要がございますので、新宿区建築指導課様へ一度ご相談ください。なお、建築物、構造物、工作物にあたらないと区より判断された場合は、その旨と、区の担当者氏名をご記入ください。

### 5. 搬入・搬出及び設営・撤去工程表

- ①搬入車輛及び搬出車輛についてご記入ください。※○t車が○時頃○台搬入及び搬出することが分かるようにご記入ください。
- ②設営及び撤去については、何日の何時頃に何の作業をするのか分かるようにご記入ください。
- ③現場責任者の氏名及び電話番号をご記入ください。

例

工程表		件名：〇〇〇〇イベント																
		7月						8月										備考
		25(月)		26(火)		27(水)		28(木)		29(金)		→		3(月)		4(火)		
AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM			
既存ネットフェンス撤去		■																
搬出し・養生シート敷き		■																
基礎鉄板敷きこみ(鉄板下養生)		■																
鉄板増設		■		■		■		■		■		■		■		■		
ステージ控室・本部ユニットハウス設置		■		■		■		■		■		■		■		■		
各店舗ユニットハウス設置		■		■		■		■		■		■		■		■		
各店舗ユニットハウス前面パネル取り付け		■		■		■		■		■		■		■		■		
照度計器搬入		■		■		■		■		■		■		■		■		
ステージ工事(10m×10m内)		■		■		■		■		■		■		■		■		
香所子シント(4'3"×4'3"×4枚 他)		■		■		■		■		■		■		■		■		
休憩子シント(10m×10m)		■		■		■		■		■		■		■		■		
ビアテーブル、ベンチ 搬入搬出		■		■		■		■		■		■		■		■		
ビアテーブル、ベンチ 設置撤去		■		■		■		■		■		■		■		■		
ユニットハウス窓 幕清取り付け		■		■		■		■		■		■		■		■		
人工芝張り(10m×10m 鉄板)		■		■		■		■		■		■		■		■		
仮設トイレ設置		■		■		■		■		■		■		■		■		
電気工事		■		■		■		■		■		■		■		■		
給排水工事		■		■		■		■		■		■		■		■		
出展者搬入設置-搬出		■		■		■		■		■		■		■		■		
現場責任者及び担当責任者※その日必ず現場に居る方の氏名をご記入ください。		1		1		1		1		1		1		1		1		
10t		5		10		2		1		1		1		1		1		
4t		4		10		6		6		1		2		8		8		
2t		2		2		2		2		1		2		2		2		
18tラフター		1		1		1		1		1		1		1		1		
フォークリフト2.5t		1		1		1		1		1		1		1		1		
その他業者・納品																		
会社名:〇〇〇〇〇																		
現場責任者:〇〇〇〇																		
電話番号:×××-XXXXX-XXXX																		





## 8.警備関係

※警備会社の警備認定証、警備計画書（警備会社作成のもの）、警備員配置図を添付してください。

※警備につきましては搬入・搬出含む設営撤去期間は2号（誘導）警備、イベント期間中は2号（雑踏）警備、イベント終了から翌イベント開始まで1号（保安）警備を依頼していただきますようお願いいたします。

※イベント開催中は必ず雑踏警備検定保持者を配置してください。

## 9.スタッフ体制

スタッフ人数：

役割：

※各々の役割の代表者及び人数をご記入ください)

※後述の組織図及び緊急連絡先の役割名及び担当者名とあわせてください。

※スタッフ腕章、Tシャツ等を着用する場合はその腕章、Tシャツ

(寸法入り) 画像を添付してください。

苦情等の対応について：

誰が、どのように対応（どこへ連絡するのか等の流れ）するのかを

ご記入ください。

体調不良者の対応について：

誰が、どのように対応するのかをご記入ください。

中止判断について：

※○日の○時に、だれが判断するのかを記載してください。

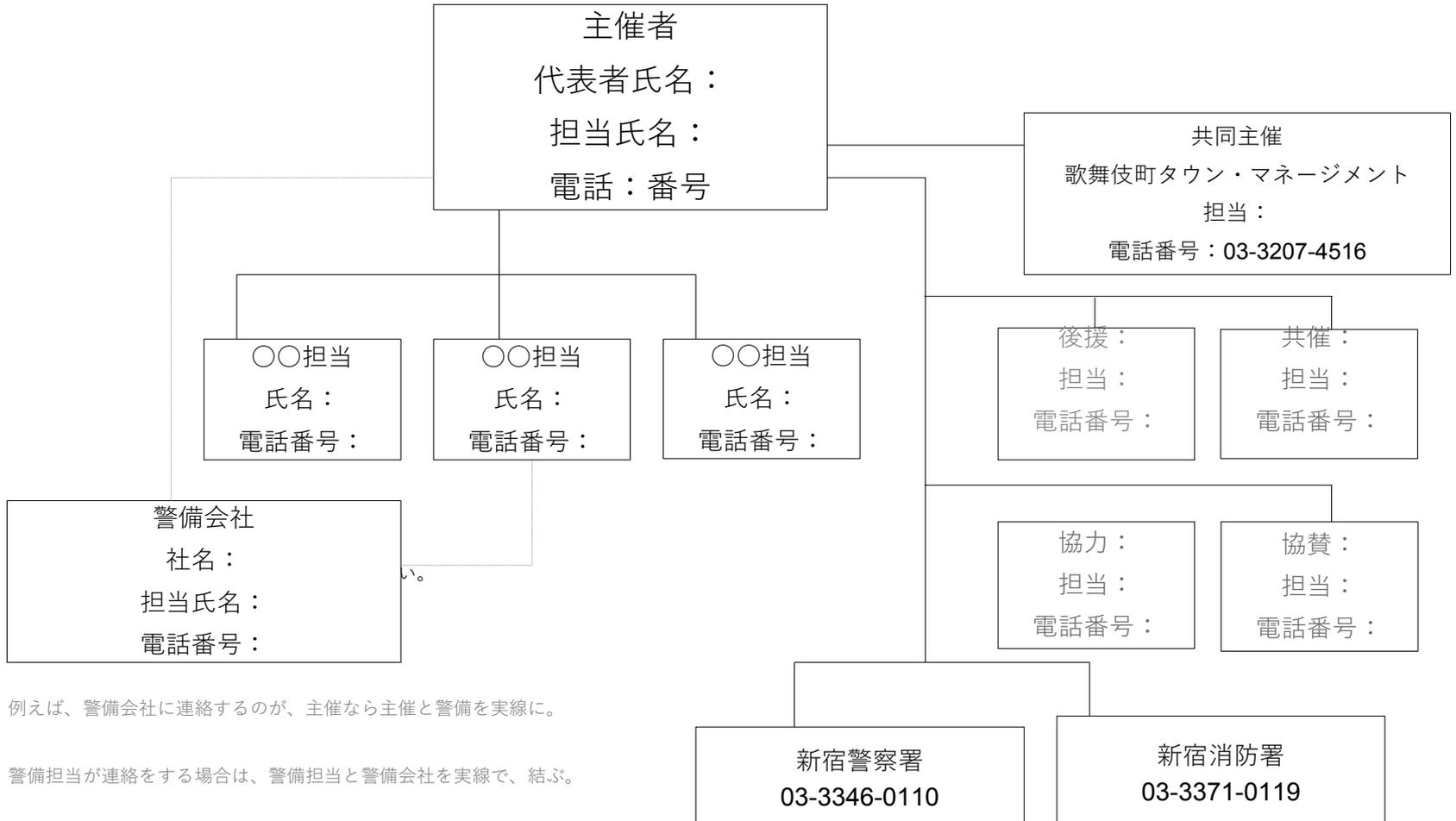
※雨天時及び荒天時、混雑によりイベントを中止する場合、誰が連

絡を受け、どのように指示をだして、どのように中止を周知するのか

をご記入ください。

## 10.組織図・緊急連絡網

例



例えば、警備会社に連絡するのが、主催なら主催と警備を実線に。

警備担当が連絡をする場合は、警備担当と警備会社を実線で、結ぶ。

## 11. 占用物件一覧

※イベントで使用する機材等の仕様・数量をすべてご記入ください。

※占用物件一覧の番号については、前述の5.配置図に記載した番号とあわせた形での記載をお願いします。

例

占用物件名	材質	寸法	個数
①長机	木	1800mm×450mm×795mm	65
②パイプ椅子	スチール	450mm×470mm×795mm	58
③テント	スチール	5400mm×3600mm	15
④防シート(横幕)	ビニール	5400mm×3600mm	30
⑤ウェイト	スチール	300mm×300mm	60
⑥大手門(看板)	木	1200mm×180mm	2
⑦長椅子	木	1500mm×750mm×50mm	14
⑧大傘	木・竹	1500mm×750mm	2
⑨大傘土台	スチール	450mm×450mm×300mm	2
⑩竹緑(竹椅子)	竹	1200mm×400mm×350mm	8

# 実施報告書

1. イベント名

団体名

所在地

2. 実施日時

代表者

㊟

3. イベント内容

概要

詳細

参加団体数・来場者数

参加団体 \_\_\_\_\_

来場者数 \_\_\_\_\_ 人

4. 事故の有無

5. 警察対応

6. 消防対応

7. 区役所対応

8. 近隣騒音問題

9. 良かった点

10. 反省点

# 事業終了報告書

令和 年 月

歌舞伎町タウン・マネージメント  
代表 杉山 元茂 様

団体名  
住所  
代表氏名

印

下記事業について、以下のとおり報告します。

事業名			
開催日時			
会場（所在地）			
実施内容・結果			
来場者数	人		
費用	円（下記収支決算報告書または別紙決算書を添付のこと）		
【収支決算報告欄】			
収入の部			内訳
	計		
支出の部	設置作業費（給排水・電気・会場設営費等）		内訳
	音響照明費		
	演出関係費 （会場掲示物含）		
	企画制作費		
	出演者費		
	準備制作費 （仕入代金含む）		
	車輛関係費		
	会場利用費		
	広告宣伝費		
	雑費		
	ゴミ処理費		
	清掃費		
	運営人件費 （警備費含）		
	保険料		
交通費			
	計		
差引	収入		
	支出		
	残高		